

1 登録申請できる団体について

都立学校施設開放事業実施要領に基づき、学校の体育施設を使用できる団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (6) その他運営委員会が定める条件を満たす団体

2 管理指導員の業務（登録団体の責任者が、原則として管理指導員となります。）

- (1) 施設の使用開始前の平日に鍵を受領し、使用当日の開錠に備える。
- (2) 施設使用中に使用者の事故が発生した場合は、適切に対応するとともに、必ず管理指導日誌に概要を記入し学校へ報告する。
- (3) 施設を使用するにあたり、施設の管理及び安全確保に留意すること。さらに施設又は備品等を棄損、滅失又は汚損した時は、直ちに学校へ報告する。
- (4) 使用にあたり規律の保持に努める。
- (5) 施設の使用終了時に施設を施錠し鍵を返却する。さらに、管理指導日誌等必要な書類を作成し学校へ提出する。
- (6) その他運営委員会が定めた事項を使用者が順守するよう努める。